

平成 25 年度定時総会 第 3 号議案
「役員報酬等及び費用に関する規程の改正について」の補足説明

執行理事 上原昭浩

1.改正案提出の経緯について

常勤役員の報酬額については、内容の不透明さから会員の中に疑問を呈する意見が聞かれました。この問題を解決するため、現執行体制のスタート時に宮島会長より「だれが会長や専務理事になっても会員に対して説明できる、不変的な算出根拠に基づいた報酬額を決めてもらいたい」との諮問を受け、外部委員及び理事によって構成される報酬等審議委員会（小林克己委員長）が設立されました。

定時総会第 3 号議案につきましては、この報酬等審議委員会から提出された答申書並びに「役員の報酬等及び費用に関する規程」、「役員の報酬等及び費用に関する細則」の改訂案を基に、さらに理事会での議論を経て承認されたものです。

報酬等審議委員会及び理事会では、常勤役員の報酬額については、第一に会員に対して透明性が確保されることを念頭に議論が行われ、さらに日本全国どの地区から会長が選出された場合においても、不公平が生じない仕組み作りが検討されました。

その結果、報酬額は算定根拠に沿って算出するものとし、今回はその算出された上限額を基に「役員の報酬等及び費用に関する規程」の改正案として、

第 4 条 この法人の常勤役員の年俸額は次の通りとする。

一 会長 1,300 万円を超えない額とする。

二 専務理事 1,150 万円を超えない額とする。

とすること、及びその算定根拠について明記することを総会に提案させていただくことになりました。

2.報酬額の算定根拠について

役員報酬については、その根拠を国家公務員の給与制度を基本とし、該当する等級については、その職務内容から検討を行いました。審議の結果、整理された報酬額の算定根拠は以下の通りです。

- ① 基本給は日臨技給与規則と同じ、「国家公務員行政職俸給表（一）」を準用とし、勤務すべき日数についても規定する。
- ② 報酬とは、基本給、役職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当とする。
- ③ 基本給については、国家公務員 9 級の平均額である 50 万円、専務理事については 8 級の平均給与 45 万円とし、賞与は年間 3 ヶ月とする。
- ④ 各種手当については、都内に勤務する国家公務員に準じた扱いとする。
- ⑤ 住宅手当については、会務に専念していただくため、日臨技会館付近で一定程度のセキュリティーと防災面にも配慮された居住空間を担保し、上限を 10 万円として家賃の半額を支給する。

上記の①～⑤を合算した金額が常勤役員の年俸額になりますが、単身赴任手当は元の居住地が東京から離れているほど大きくなり、最大額の場合、年俸額が 1,200 万以上になる可能性があることから、規程変更案としては 1,300 万円を上限とさせていただきました。したがって、日臨技会長になると、全員に 1,300 万円が支給されるという訳ではありません。専務理事についても同様の考えで上限金額を想定しています。

一方、現在の役員報酬には国家公務員給与制度の中で認められている、扶養手当、超過勤務手当、出張手当の支給について規定は無く、昇給もありません。会長職は外部団体との交際も多く、夜間・休日に関係無く業務執行をされる立場にありますが、現在は報酬内で賄っているのが現状です。

3.今後の対応について

今回の改正では、透明性に重点を置いて検討を重ねてきましたが、今後も役員報酬に係わる問題や会員からの声を反映するため、報酬等審議委員会を常設委員会として設置し、検討してまいります。

以上